

公益財団法人全日本剣道連盟剣道審判員選考規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）が主催又は主管する剣道大会における審判員の選考に関し必要な事項について定める。

(審判員選考委員会)

第2条 全剣連に、全剣連剣道審判員選考委員会（以下「審判員選考委員会」という。）を置く。

- 2 審判員選考委員会は、全剣連が主催又は主管する大会の審判員を選考する。
- 3 審判員選考委員会は、全剣連専門委員会である普及委員会、同試合・審判委員会及び同女子委員会の各委員長のほか全剣連の会長（以下「会長」という。）が委嘱する理事2名の合計5名で組織する。
- 4 審判員選考委員会の委員長は、会長が委嘱する理事2名のうちから会長が指名する。
- 5 審判員選考委員会の委員の任期は、専門委員会である普及委員会、試合・審判委員会又は女子委員会の委員長である委員については、それぞれの専門委員会委員長の任期、理事である委員については理事の任期が終了するときまでとする。

(審判員候補者名簿の作成)

第3条 試合・審判委員会は、大会毎に審判員候補者名簿を作成する。

- 2 試合・審判委員会は、大会の趣旨を踏まえ、大会毎に年齢、所属都道府県剣連、称号・段位等を勘案して、候補者を選考する。

(審判員の選考)

第4条 審判員選考委員会は、審判員候補者名簿に基づいて審判員を選考し、
審判員の中から審判長及び試合場毎の審判主任を選考する。

2 会長は、前項の選考に基づき、審判長、審判主任及び審判員を委嘱する。

付則

この規則は、令和2年10月12日から施行する